

「中小企業・小規模事業者のためのワンストップ年末特別相談会」の開催について(案)

平成 25 年 12 月 11 日
中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議

1. 概要

年末に向け、都道府県ごとに関係省庁等の担当者が出向き、以下の内容に関する中小企業・小規模事業者の相談に、ワンストップで親身に応じる相談会を開催する。

- ・ 年末金融に関する相談
- ・ 金融以外の各種施策に関する相談（下請取引、設備投資支援、海外展開支援、商店街支援、雇用対策（雇用調整助成金等）及び業種別対策等）
- ・ （被災三県については、）復興支援策

（注）年金等の上記以外の内容に関する相談については、担当する部局を責任をもって紹介する。
※会場の用意等ができる場合には、経済対策等の説明会も合わせて開催。

2. 相談会参加省庁等

- ・ 経済産業省（中小企業対策（政策金融を含む））、金融庁（民間金融関係）、復興庁（復興支援策）、厚生労働省（雇用対策及び政策金融）、農林水産省（政策金融）及び国土交通省（業種別対策）
- ・ 公的金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会及び商工組合中央金庫）
- ・ 税理士及び社会保険労務士等

3. 開催時期

- ・ 平成 25 年 12 月 18 日（水）から 27 日（金）までの間、1箇所1日で順次開催（都道府県ごとの事情を踏まえつつ、できる限り早期に開催。）
- ・ 原則として、10:00～16:00。

4. 開催場所

- ・ 各道府県 1箇所・東京都 3箇所。

5. 広報

- ・ 政府広報（12月16日（月）～22日（日））、各省庁広報及びチラシの配布等。

6. 地方公共団体との連携

その他、各都道府県に対し、中小企業・小規模事業者の様々なニーズに応えるワンストップ相談窓口の設置など適切な対応を依頼。